

平成30年2月市議会建設水道委員会資料

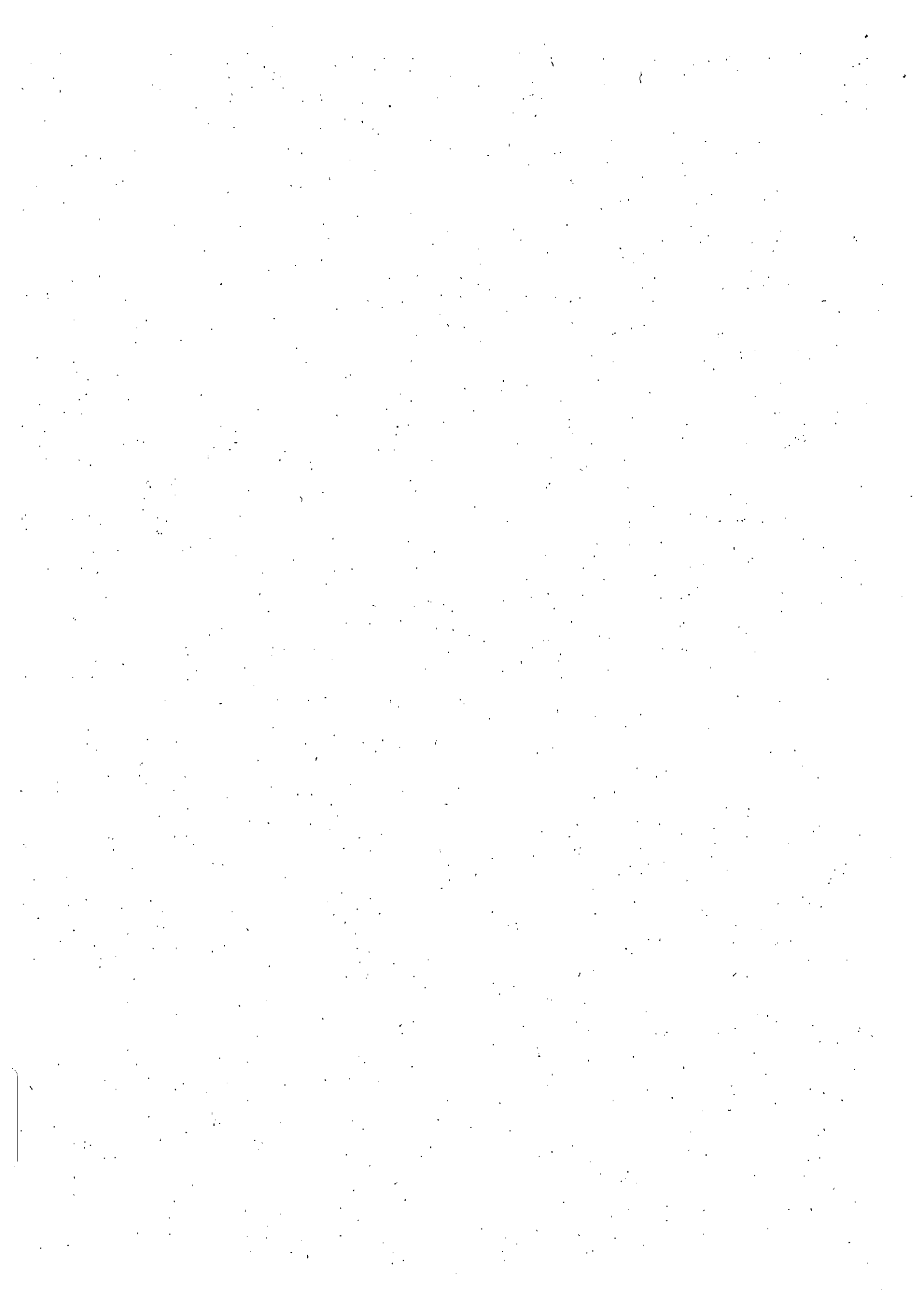
第40号議案 長崎市公園条例の一部を改正する条例

目次

- 1 長崎市公園条例の一部を改正する条例について …… 1～5ページ
- 2 長崎市公園条例新旧対照表 …… 6～8ページ

土木部

平成30年2月



## 1 長崎市公園条例の一部を改正する条例について

### (1) 改正主旨

野母崎総合運動公園水泳プールについては、利用者数が減少傾向にあり、学校プールとしての機能は、平成 26 年 4 月開校の青潮学園に移っている。また、同施設は、築 40 年が経過し老朽化が進んでおり、引き続き使用した場合多額の修繕費が必要となることから、同プールを廃止しようとするもの。

なお、同プール跡地に恐竜博物館を建設する予定であり、建設に伴う地質調査を平成 30 年秋から実施する予定としているため、例年通り 7 月 21 日から 8 月 31 日までには使用するものとする。

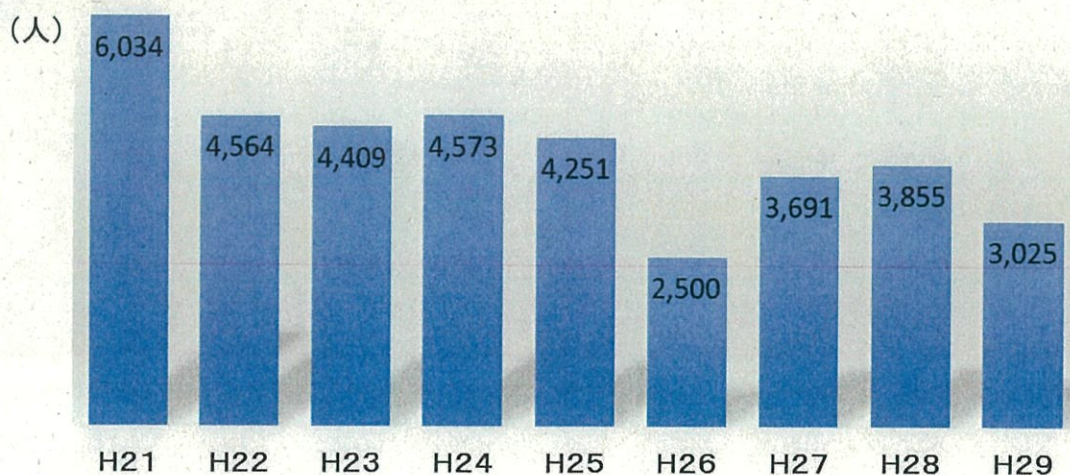
### (2) 廃止日

平成 30 年 9 月 1 日

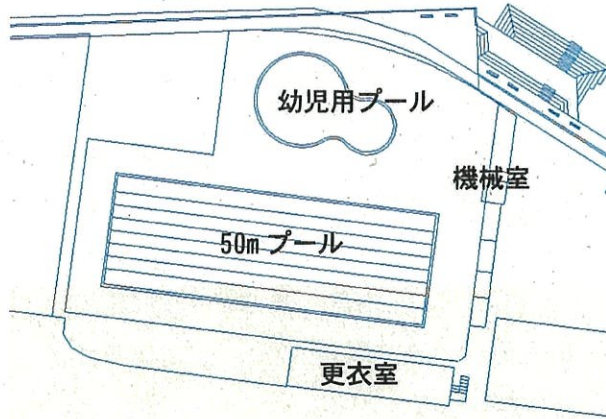
## 2 施設の概要

設置	昭和 52 年
施設	50m プール：8 レーン（深さ 1.1～1.25m） 幼児用プール：ひょうたん型（深さ 0.35m） 更衣室：シャワー、トイレ等併設 機械室
利用期間	毎年度 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

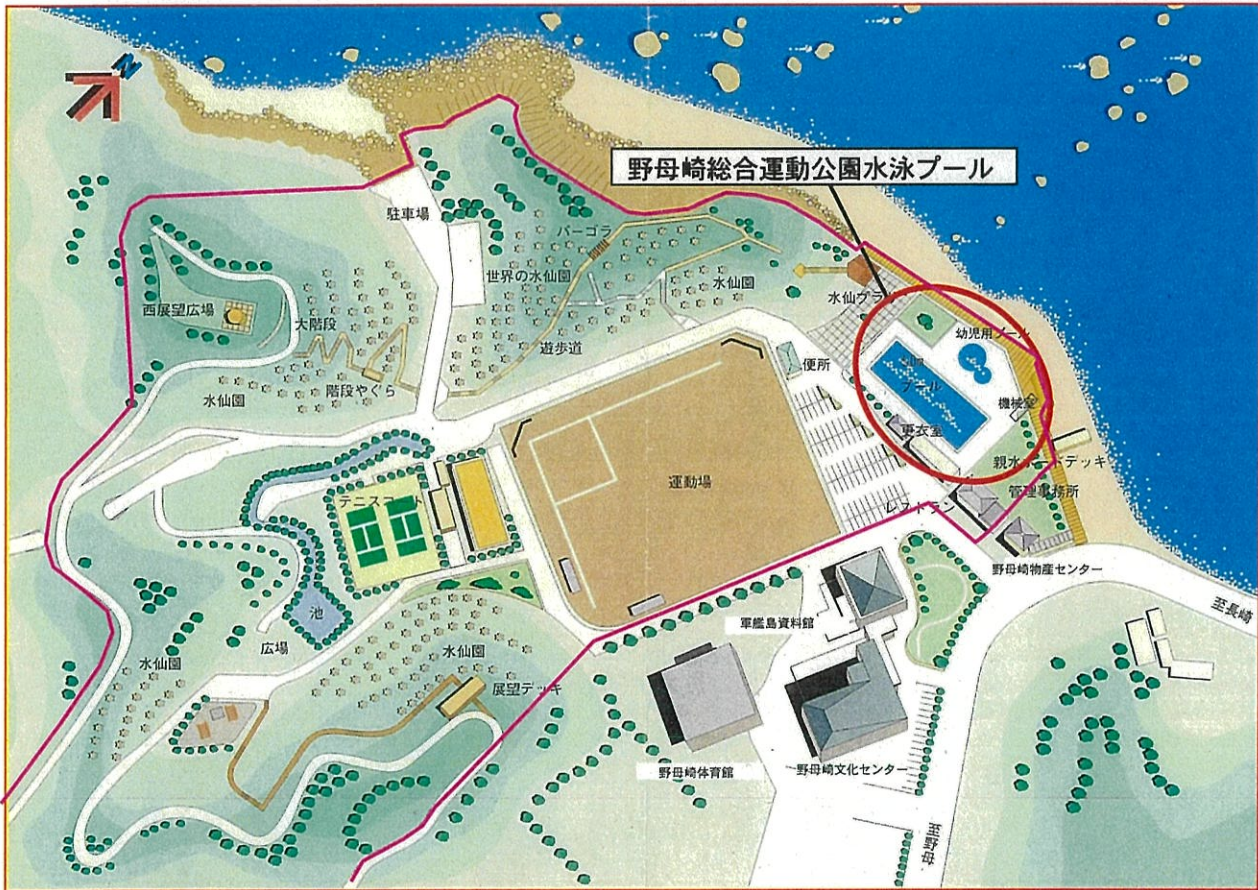
## 3 利用状況

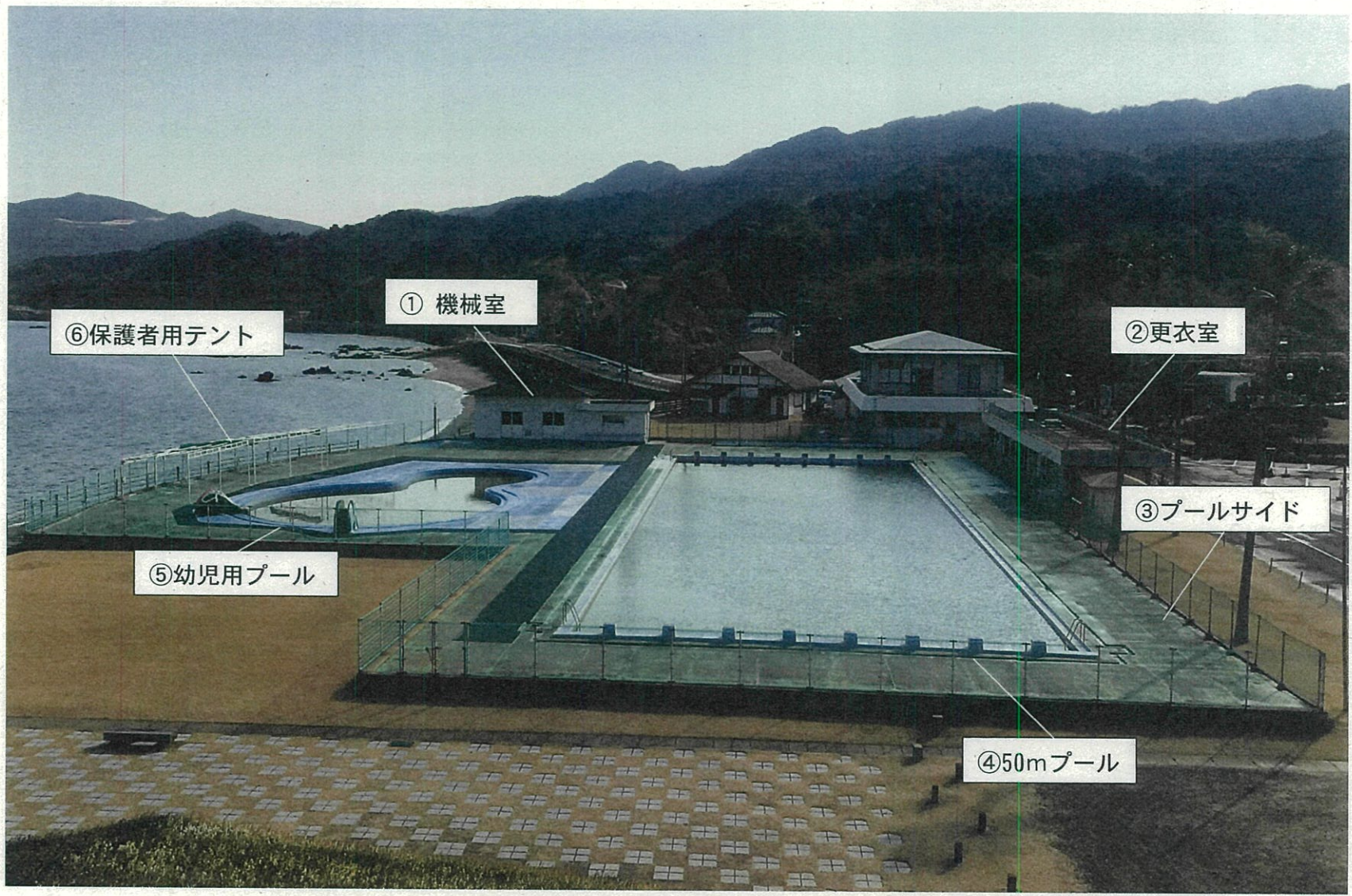


4 位置図・配置図



5 平面図





⑥保護者用テント

① 機械室

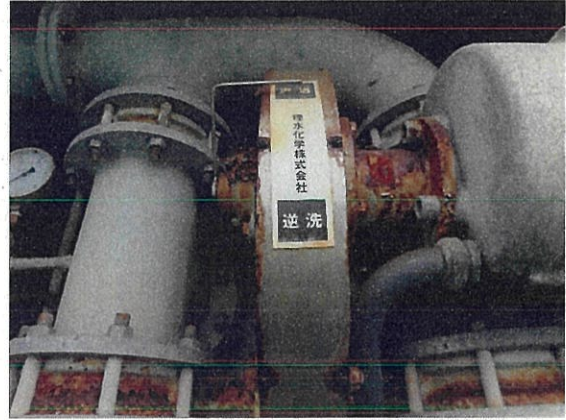
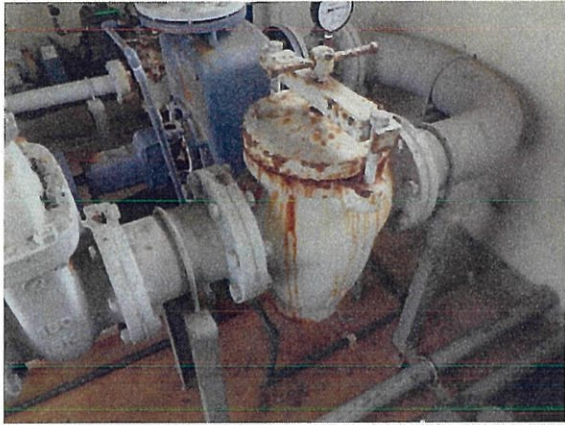
②更衣室

③プールサイド

⑤幼児用プール

④50mプール

① 機械室 (ろ過機)



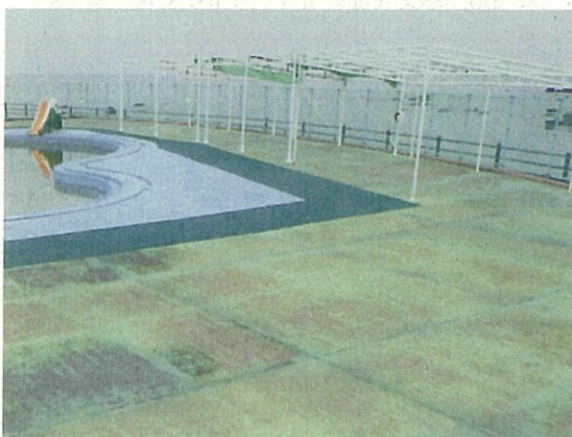
② 更衣室



③ プールサイド



⑥ 保護者用テント



長崎市公園条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(市長による管理) 第12条</p> <p>2 前項の場合においては、第8条、第9条第1項及び第3項、第10条並びに別表第3の規定の適用については、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「野母崎公園の有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第3に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第3第1項及び第2項中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表第3項中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同項第1号中「とする」とあるのは、「とし、本市に所在する学校又は社会教育団体が教育のために利用する場合の使用料は、無料とする。この場合において、当該学校又は社会教育団体は、指導者を配置し、かつ、利用日の5日前までに市長の承認を得なければならない」と、同項第2号中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。」</p>	<p>(市長による管理) 第12条</p> <p>2 前項の場合においては、第8条、第9条第1項及び第3項、第10条並びに別表第3の規定の適用については、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「野母崎公園の有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第3に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第3第1項及び第2項中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」</p>



この場合における承認の基準は、野母崎総合運動公園水泳プールの利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める」とあるのは「市長が別に定める」とし、第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。

別表第1（第4条関係）

野母崎総合運動公園	野母崎総合運動公園運動場
	野母崎総合運動公園庭球場
	野母崎総合運動公園水泳プール

別表第3（第9条関係）

3 野母崎総合運動公園水泳プールの利用に係る基準額

(1) 通常の料金

区分	金額（1回につき）
一般又は高等学校の生徒	410
小学校の児童又は中学校の生徒	200
幼児	100
備考 一般又は高等学校の生徒が幼児、小学校の児童等の監視又は付添いのために入場する場合の金額は、1回につき200円とする。	

(2) 回数券又は期間通用券の料金

区分	回数券	期間通用券

とし、第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。

別表第1（第4条関係）

野母崎総合運動公園	野母崎総合運動公園運動場
	野母崎総合運動公園庭球場

別表第3（第9条関係）

削除

	(11回分)	
一般又は高等学校 の生徒	円 4,100	円 12,050
小学校の児童又は 中学校の生徒	2,000	5,880
幼児	1,000	2,940
備考 期間通用券の有効期間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。この場合における承認の基準は、野母崎総合運動公園水泳プールの利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。		

## 備考

- 1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 「幼児」とは、就学前の者（3歳未満の者を除く。）をいう。

## 備考

「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒を除く。）をいう。